

平成27年度 第2回江南市総合教育会議 会議録

開催年月日 平成27年10月26日(月)

場 所 市役所第2委員会室

出席委員	市長	澤田和延
	委員長	後藤鎮全
	委員長職務代理者	平林野江
	委員	山田茂美
	委員	松尾昌之
	教育長	石井悦雄

会議に出席した事務局職員

市長政策室長	片野富男
秘書政策課主幹	河田正広
教育部長	菱田幹生
教育課長兼少年センター所長	武馬健之
教育課管理指導主事	熊崎規恭
教育課指導主事(主査)	栗本周保
教育課主幹	梅本孝哉
教育課主幹	中村雄一
教育課副主幹	横川幸哉
生涯学習課長	中村信子
生涯学習課統括幹	伊藤健司
生涯学習課主幹	大塚將史
生涯学習課指導社会主事(主査)	佐々恵

傍聴者数 1名

議 題 (1) 江南市の教育に関する大綱 骨子(案)について  
(2) その他

---

午後1時58分 開会

<市長政策室長>

市長政策室長の片野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。定刻より

お時間のほうは早いですが、ただいまより「第2回 江南市総合教育会議」を開会いたします。

この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の4第1項の規定に基づき、本市の教育に資するため設置するもので、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むものでございます。

それでは、開会に当たりまして、澤田市長より挨拶を申し上げます。

<市長あいさつ>

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、平成27年度 第2回江南市総合教育会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、首長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的として開催するものでございます。

本年7月の第1回総合教育会議におきましては、この総合教育会議の運営方法、教育に関する「大綱」、本市の教育の課題などについて協議をしていただきました。

教育に関する「大綱」は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございますので、教育委員会と十分に議論を行うことにより、本市の教育に関する目標や根本となる方針として策定してまいりたいと考えております。

先の会議では、教育に関する「大綱」を今年度中に策定するにあたり、次回には、骨子案を示していくスケジュールが報告されております。

本日は、教育に関する「大綱」の骨子案について協議を行っていただくほか、お時間の許す限りで、本市の教育を取り巻く課題について、意見交換をさせていただきたいと考えております。

教育委員会の皆様には、ご専門の立場から率直な御意見をいただくことをお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

<市長政策室長>

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、お手元の名簿と配席図をもって代えさせていただきます。また、傍聴者の方が1名参加しておみえですので紹介いたします。

では、ここからの進行は、本会議の招集者である澤田市長にお願いいたします。

<市長>

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、議題①「江南市の教育に関する大綱 骨子（案）について」でございます。まずは、資料1について事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

お手元の配布資料の中の、資料1の「江南市の教育に関する大綱 骨子(案)」についてご説明いたします。はねていただきまして、2ページをお願いいたします。大きな「1」の「はじめに」でございます。

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための「総合教育会議」を新たに設置したことに加えまして、総合教育会議において、江南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本的な方針である「江南市の教育に関する大綱」を策定するものとしております。

続きまして、「1 根拠法令及び期間」でございます。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定するものとしております。

教育大綱の期間でございますが、文部科学省からの通知におきまして、大綱が対象とする期間につきましては、法律では定められておりませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているものであることから、「平成27年度から平成30年度までの4年間」としております。

「2 策定にあたっての考え方」でございます。

教育に関する「大綱」は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。

はじめに、江南市におけるまちづくりといたしまして、本市がめざすまちづくりの目標と、その実現方策を示す「江南市戦略計画」に基づいて、まちづくりを進めており、このうち、教育行政は、戦略計画における教育分野に係る政策目標に基づき、目指すべき将来像の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいるとしております。

江南市の教育に関する大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、中長期的な目標や施策の根本となる方針を定めるものであることから、江南市のまちづくりの指針である戦略計画に即するものとし、これまでの教育行政における目標や取り組み方針である「基本方針」と、特に重点的に取り組むべき「重点施策」とで構成するものとしております。

なお、今後、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて江南市総合教育会議で協議調整を行い、見直しの検討を行うものとしております。

3ページをお願いします。おおきな「2」の「教育大綱」でございます。

「1」の基本方針は、戦略計画のうち、教育分野における展望や目標、それらを実現するために市民と市役所がそれぞれの役割を果たすことをめざすものとしております。

戦略計画の「基本構想における江南市のめざす都市のすがた」である「豊かで暮らしやすい生活都市」の次に、基本計画における教育分野がめざす成果を柱立てしたものとして、「地域に開かれた快適で安全な学校づくり」「将来にわたって活躍できる人づくり」「生涯を通して能力を伸ばし、活かせる機会づくり」「豊かな、創造性ある文

化・交流活動の充実」を掲げております。

「2」の重点施策は、基本方針の中でも、今後、重点的に取り組むべき施策の目標と方針としております。

ここでは、市長の施政方針等を踏まえまして、教育分野の柱の順に施策を掲げております。

まず、柱1に対応する施策といたしまして、

- ① コミュニティ・スクール事業の推進
- ② 学校施設の整備、充実
- ③ 特別支援学級等に対する市費による人的支援の推進
- ④ ICT環境の整備

次に、柱2に対応する施策といたしまして

- ⑤ 放課後子ども総合プランの推進
- ⑥ 子どもの将来教育・社会体験の充実

次に、柱3に対応する施策といたしまして

- ⑦ 総合スポーツコミッションの設立による地域の活性化
- ⑧ 図書館事業の充実

最後に、柱4に対応する施策といたしまして、

- ⑨ 文化の振興で心を豊かにする地域づくり
- としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<市長>

ただいまの説明について、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、お手元の名簿の順に御意見を伺ってまいりたいと思っておりますが、後藤委員長、よろしくお願いいたします。

<後藤委員長>

まず、大綱の期間というのが、4年間と定めてございます。これは、市長の任期に合わせてということでございますが、施策によっては、策定にあたっての考え方の中にもあるように、中長期的な目標や施策の根本となる方針を定めるとありますので、4年の内に目的を達成されるものではないものと、長期的に考えて4年の内にここまではやっておきたいといった二段階の考え方で、目標を定めていくという考え方でいいのかというふうに私は捉えているのですが、それでよろしいでしょうか。

<事務局>

委員長のおっしゃられるとおりでございますが、具体的な施策としての重点施策でございますが、この中で、4年以上の中長期に渡るものもあるとはございますが、その中で4年間の内で達成と言いますか充実を図っていくということで掲げているということでございます。

<市長>

委員長、よろしいですか。それでは、平林委員、お願いいたします。

<平林委員長職務代理者>

お願いします。基本方針、柱2のところ、重点施策の⑤放課後子ども総合プランの推進ということで、確認したいと思います。柱2は、将来にわたって活躍できる人づくりでございますので、⑤の放課後子ども総合プランの推進というのは、児童だけに係るものになってしまっている、中高生に限らず青少年にも居場所を提供できるようにしていったらどうかと思っております。部活動をやっている子はいいですが、また、部活動以外にもやりたいことはあつたりしますので、図書館などに行ったり、子供たち同士で活動したりする場所があると、将来にわたって活躍できる人づくりや人の繋がりとか、いろいろなことが経験できるのではないかと思っております。

放課後子ども総合プランの推進を進めるのですが、大きなものとして、青少年総合プランというのですか、青少年を対象とした遊びの場とかができたらいいなと思っております。以上でございます。

<後藤委員長>

今、平林委員がおっしゃられましたが、放課後子ども総合プランの推進というのは、対象が限られた児童となっておりますので、将来にわたって活躍できる人づくりというのを考えるときに、ちょっと足りないのかなと思っておりますので、できれば青少年全体を対象としたものに何かできないかと思っております。

私の記憶では、市長のマニフェストに子どもの居場所づくりの整備というのが掲げられていたと思っておりますが、大きく捉えて青少年の居場所づくりの整備というのを考えたうえで放課後子ども総合プランの推進というのがあるのもいいのではないかと感じました。

<市長>

はい、私のマニフェストの中で、子どもたちの居場所づくりということで、通常、こどもとしたうえで、義務教育までの範囲かなとイメージしていたわけですが、様々な形で、もう少し、これから用意しようとする総合プランだけではなく、まさに地域において、子どもたちが参加しやすいようなイベントづくりとか、そういったこともイメージを膨らませた中で、居場所づくりというのを頭の中に入れたわけですが、学校を離れてしまつとなかなか居場所がないというところは否定できない面があるのではないかと思っております。そのあたりで何か事務局から意見があればお願いします。

<事務局>

今回、重点施策の⑤、放課後子ども総合プランの推進というのは、極めて具体的で

ありまして、学童保育と放課後子ども教室の連携を図りながら、双方で充実を図っていくものでございますので、小学生を対象としたものでございます。ですので、今おっしゃられるような青少年を対象としているものではございません。柱2の将来にわたって活躍できる人づくり、その中の一環として、放課後子ども総合プランの推進というものがここで掲げてあるわけですが、そこで、青少年、中学生以上の居場所も必要ではないかという方針を立てるのであれば、この中に含めるのではなく、別立てとなるのではないかと思います。その辺ご協議いただきたいと思います。ただし、青少年に対する居場所づくりというのは、実はまだ具体的には決まっておられません。図書館でやるのか、体育館でやるのか、その事業の中でやるという手もあります。まだ、具体的な施策というのは教育分野としては検討していないということでございますので、今の段階では今後の検討課題であるとしか申し上げられないという現状があるということでご協議いただきたいと思います。

<平林委員長職務代理者>

考えていっていただけるということでよろしいでしょうか。

<事務局>

それは、どういったアプローチの仕方といたしますか、青少年の居場所づくりにはどういったものがあるのかということで検討するのか、あるいは、図書館、体育館のところに居場所をつくるのかということについて、今後、議論を進めていく必要が出てくるのかなと思っています。

<平林委員長職務代理者>

放課後子ども総合プランについて、一部の子になってしまうので、もう少し幅広く考えられるようなことをお願いしたいと思います。今は限られた人数、スペースですが、誰でも行けるようなものを考えていただきたいと思います。

<事務局>

今回の教育大綱の話だけをさせていただきますと教育大綱につきましては、市長部局、市長の方針ということですので、市長の考えの中で今後、施策の中で整備することが必要であるということであれば大綱に載せていくこととなります。教育委員会の中ではそういったご意見があるということで議論して行きたいと思いますが、大綱に載せるということであれば、この場で議論していただきたいと思います。

<松尾委員>

大綱に載せるかどうかという議論ではなくて、先ほどの平林委員の補足みたいな話になるのですが、小中学校を終えた子どもへの対策、これはいろいろなイメージがあると思いますが、平林委員の考えに関連付けて言いますと小中学校の教育を終えて、高等学校へ行くわけですが、もちろん、就職する子もいるわけです。一部の子は江

南市内の高校へ進学し、それ以外の子は市外の高校へ通うこととなります。後者の生徒の活動拠点は江南市内ではなくて、江南市外の高校もしくはその近辺になるわけです。そういう子にとって江南市は何かといいますと、ちょっと誇張しますが寝るために帰る場所ではない。江南市外の高校に通っている子たちが、日曜日とか祭日、夏休みとか時間があるときに活動できる場を江南市内のどこかに確保する。これは、市民の活動でもいいし、ボランティアでもいいですし、いろいろなバリエーションがあると思います。大事なことは、江南市内のどこかに様々な高校に通っている生徒が活動できるたまり場をつくる。広い意味で居場所をつくる。そこからいろいろな活動を展開していく。そういうものが生まれるといいなと思う。放課後総合プランでカバーできない、超えた範囲の子についても何か手を打たなければいけない問題のひとつではないかと思います。

#### <市長>

今お話を聞いていまして、この部分のところは必要ではないかと思いますが、大綱に含めてやっていくのか、別のところできちんと手当てをしていくか。どちらにしてもやっ行って行かなければいけないということで、広い意味で捉えていけば、スポーツコミュニティという話もあるのですが、これも教育部門で総合型スポーツクラブを作ろうとしているわけですが、そこでは学童生徒に限らず、幼児から成人、高齢者に至るまでスポーツ環境に親しむようなものを整備して行こうではないかと。で、結局それが居場所のひとつになって行けばいいのではないかとということで、この今の大綱の中ではなくて幅広い中でいろいろ手当てをしていくという考えは、様々な点においてやっていかなければならないことであるし、行政の大きな務めでもあると思うわけです。そういった中で、大綱の中で表現していくというのは、少し整理させていただいてもよろしいでしょうか。

#### <山田委員>

関連することですが、今回の大綱に限らず、皆さんがおっしゃっているように、今話題に出ている内容について、義務教育を終えた子たちに居場所がないということが気になっています。例えば、乳幼児や小中学生に加えて、高校生に対しても居心地の良い居心地の良い居場所を図書館に提供しますという活動をしている他市町が結構あります。そうすると、図書館に安心して居場所を見つけ、自分たちの世代のことも大事にされていると感じながら図書館に行けます。また、自習室について、先ほど松尾委員がおっしゃられたように、市外の高校に通っている子たちが、帰宅してからどこか外で勉強したい、本を読みたいと思ったときに、江南市のあそこへ行けばいいと向かう場所がほしい。図書館でなくてもいいです。例えば北部学供にも自習室がありますが、なかなか知られていない。あんなに静かに勉強できるスペースがあるのにもったいと思っています。更に、市民文化会館の会議室、有料の施設ではありますが、平日の時間外や活用できる部屋があれば、開放していただくなど、極力、青少年に対しても江南市は力を入れている、協力体制があるというところを周知していただきたい

と思います。大綱に載せるかということは協議しなければいけません、そういったことも含んでいる大綱であってほしいと思います。大綱の重点施策の①から⑤を見ても全て義務教育の子に対する施策となっています。表現が義務教育に固定してしまっているように捉えられてしまうのがもったいないと思います。それをもう少し肉付けして、義務教育を終えた子どもたちにも対応するということをもっとPRできたら良いと思います。

<市長>

本来ですと教育の部署だけがこの会議に出てきてやるならば、学校教育ということで義務教育までとなりますが、全体的に考えていくべきということで、政策担当が来ているわけですから、そういったことは、今日きちんと聞き取りしていますので、どうここに汎用していくか。確かに方針としてはざっくりと幼児から高齢者に至るまでのいわゆる生涯学習的な部分も入るのかもしれませんが、重点施策で個別に拾い出していくとなると、どうしても教育、学校、生徒ということに限らざるを得ないのかなという印象は持ちますが、そののところはどうして行くのかというところは、ご意見を聞いて、ほかとの関係もあるかもしれませんから、もう少し詰めていかなければならないと思います。これに関してはどうでしょうか。

<事務局>

先ほど、大綱については義務教育が中心になっているのではないかということについてであります。まず、確認したいのが、義務教育に関しては、重点施策①番から④番までです。⑤の放課後子ども総合プランは、義務教育が終わってからの放課後の話ですので、⑤は義務教育外の話になってくると思います。放課後総合プランというのは教育課が担当しているところですが、青少年の居場所となると縦割りで申し訳ないですけど、生涯学習課の話になってきます。そうしたときに、青少年の居場所というのが、先ほど松尾委員が言われたように、どこをターゲットにすればいいのかというところが、今考えたところでは絞れないところがあって、こちらの方は、ご意見を踏まえて市長部局とも詰めさしていただきたいと思います。そのときに柱2との関係で、将来にわたって活躍できる人づくりで、放課後総合プランを重点施策に挙げるのか、それ以外になくてはいけないのではないかという話もありますので、柱2の将来にわたって活躍できる人づくりという表現を変えたほうがいいのか、あるいは、その他の重点施策を挙げたほうがいいのか、再度検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<市長>

将来にわたって活躍できる人づくりと放課後子ども総合プランの話がありましたが、その他、何かありますか。

<山田委員>



昨今、通常学級に障害等を持っている子や、少し目を離すと危険を伴う子が増えてるのが現状です。そういったお子さんを通常学級で勉強させながら、他の子たちにも指導するためには、やはり人手、教員が足りないと感じることがあります。現在、市費によって、補助教員の先生を配置していただいています。保護者の、どうしても将来のことを考えると通常学級に入れたいという希望や、個々の子どもさんの状況に応じて学ばせてあげられるような環境整備の為にも、やはり補助の人手が必要ですので、今後も市費での補助教員配置をぜひお願いしたいと思います。

<市長>

これは、大綱とは少しずれると思いますが、大事な問題だと思いますので、また後で、協議の時間もありますので話をさせてください。それでは、大綱の件で進めて行きたいと思います。それでは、松尾委員お願いします。

<松尾委員>

重点施策の中から①のコミュニティ・スクールの関係について、地域と保護者と学校が三位一体となって子どもたちのことを考えていく、このコミュニティ・スクールが、重点施策のトップに出てくるのは妥当だなというふうに思います。なぜかといいますと、こういうようなものをつくって、学校に地域の風を吹き込むんだと、そういうことによって教育というのは前進するんだという。一方向的に関わることですが、私はそれに加えて、学校が蓄積している教育、子育てのノウハウというものをひっさげて、地域へ打って出る場にこの学校運営協議会がなっているなというふうに思います。また、どういう子を育てるんだ、どういう人間にするのかということや学校と地域とがいろいろと議論する場となって、お互いに気付いている部分、気付いていない部分が明らかになってきて、そしてその中に学校の持っている専門性というもの十分生かされてくるのではないかと思います。江南市としても、ぜひ前に進めていただきたいと思います。ただひとつ気になるのが、そのような協議の場が設けられると学校の先生にとって耳障りなことが入ってくるかもしれない。教育のことは教育のプロにしか分からないので、プロじゃない人がいろいろと意見を言っているなという場になってしまうと、せっかくの学校運営協議会が機能していなくなってしまう。よく似た話が企業にもあって、企業だとお客様の苦情というのはとても大事だと、その苦情の中に新しい製品を開発するヒントが含まれているということがある。学校の先生たちも別に苦情じゃないのだけれど、耳障りなことも先生を悪く評価しているわけではなくって、先生たちの課題がどこにあるのかということや先生たちが見つけるヒントになるということで、大事にしていこうという姿勢がもてれば、学校運営協議会も機能していくと思います。

<市長>

コミュニティ・スクールについては、現在、古知野西小学校と西部中学校で運用しようとして進められています。そのあたりで何か現況を報告することはあります。

ようか。

<事務局>

現在、コミュニティ・スクールは市長のお話の中にありましたけれども、古知野西小学校と西部中学校で平成29年度から事業を開始するよう準備を進めている段階でございます。これにつきましては、準備委員会を今年度進めていきます。準備委員会の段階から学校関係者、地域、そして保護者の代表のPTAの方々からのいろいろな意見を踏まえて、どういった形でのコミュニティ・スクールを進めていくことがそれぞれの小学校区、中学校区にとってふさわしい形になるかということの協議を進めているところでございます。それを踏まえましてそれぞれの地区に合ったコミュニティ・スクールを形成していくところです。それぞれ進めるにあたって、この協議会の大事な役割として、校長が作成していく学校運営の基本方針、これをまず、地域の皆さんに確認をしていただいて、ご承認をしていただくこと。それから基本方針を達成するための地域の学校支援の模索、それから先ほどの松尾委員の話に関わっていくことになろうかと思いますが、学校とともに地域が主体性を持って子どもの育成を図る。といったことを協議していく、これを役割の中心に置いて、運営協議会を進めていこうとしています。

<松尾委員>

学校に地域の風を入れるということと学校が地域に打って出るという二つの側面が含まれていると、そういう説明と理解してよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<市長>

ちょっと聞いたところ、一宮市がコミュニティ・スクールで中々うまくやっていると委員の方から聴いたことがあります。確かに松尾委員のおっしゃるように耳障りなことが聞こえてくる可能性は当然あると思いますが、それを単にクレマーという意味ではなくて、地域の中で学校を良くしていこうという観点を持った意味のある言葉であろうと思いますので、そういうことも大事にしていけるようなコミュニティ・スクールにできたらいいと個人的には思います。それでは、石井教育長お願いします。

<教育長>

教育を取り巻く条件というのと、やはり人の配置というが一番大きな力を持つと思います。義務教育に関しては、やはりそういった看板を挙げるなら国が地方の財政力の差によって、人の配置に影響を与えるようなことがあってはいけないと思います。きちっとした義務教育の方針の中で、街の中でも山の中でもきちっと配置できるような、そんなお金の使い方ができなければならない。そうした中で市町村が更に良い補充を

していくといった点で、先ほど、特別支援学級等、支援を要する子どものことがありましたが、今市内の小中学生を見ても本当なら特別支援学校へ入校する。そこで生活した方が本来いい知識が、生きていくための技術とかいろんな面が学べるのですが、やはり地域で生活したいということから親御さんの考えがでてきて、そういうことから一般の学校に入校するということが増えています。そうすると今、特別支援学級への配置という、どちらかという人数に合わせた配置ですから、一人ひとりの程度に合わせた配置ではありませんから、そういった点を補っていかないと学校の教育に影響がある。特別支援学級等、等と書いてあるのは一般の学級にも中々落ち着かない、発達障害の子たちもどちらかという増えています。そういったことの対応のためにも増員をしていただきたいと思います。それに合わせて学校というのは勉強をする場でもありますけれども、一方では人と合うところ、一緒に生活をする場でもあると、そういう要素が学校の中にはあると思います。そういった場合、学校の図書館といったところに人がいないと、足を運ぶ機会が少なくなりますから、そこにいる人に自分の気持ちを聞いてほしいとかありますから、やはり人の配置と言いますのは、人数は増えては着ていますが、まだ、一校に1人とはなっていませんから、図書館に行けば誰か人がいるというような学校図書館になればいいなと思います。

それと、青少年の問題が出てきました、大綱に載る、載らないは別にして委員さんたちの話の中で、これは大事な人が成長して大きくなっていくためには、大事な考えだなと思いました。今学供にしても市民文化会館にしても大人の文化的な活動のためだけの施設ではないと改めて青少年のみんなに伝えていって、利用できる施設になればよいと思います。

それから、コミュニティ・スクールに関して、2つあって、学校支援ということ、今地域の人たちにいろいろ支援をしてもらっています。それと地域自体が教育力を持って育てていくという、地域の変革にも繋がっていくといいなと思います。国がコミュニティ・スクールの中に盛り込んでいる3つのことの中に、教員の任用に関する事に意見を反映できるというのがありましたけど、これについてはコミュニティ・スクールの目的から言えば、そういった項目はなくても果たせて行けるものですから、江南市の場合はそういったことは入れずに要綱の中で考えているところです。古知野西小学校と西部中学校で始まりましたが、ここ数年の間に全ての小中学校の中に準備をしていくことが大切かなと思っています。地域が良くなっていけば学校の学習の質は、私は高まっていくと思っています。

<市長>

先ほど、山田委員のところまで後でと言ってしまったけれども、人的な支援については項目に入っていました、失礼しました。前半の部分で石井教育長から話がありましたけれども、山田委員、ほぼ同じことよろしいでしょうか。

<山田委員>

そうです。いろいろな意味で、人的配置に頼るばかりではいけないと思いますが、

限られた中で創意工夫というのも確かに必要です。そうしたうえで、できる限りお願いしたいと思います。

#### <市長>

すごく障害にも差があって、軽い子だと本当に分からない。ちょっとヘンだなと思っても個性の中で済ませてしまう、そのところを更に細かく手当てしていくとなると不可能に近い。よく言われるのが認知症の問題もそうですけども、そういう障害があるということをみんながまず知ることだとか、また、社会の中で、地域の中でどう助け合っていくかというのが課題となっていくのですけども、発達障害についてもそうで、そういったことを教育の現場の中でうまく教えていかなければならないと思いますよね。単に人だけでなく、そう個人的には思います。

#### <山田委員>

知人から、よくボランティアで学校に行くという話を聞いています。いろいろな種類の活動があるようですが、目を離してはいけない子がクラスにいるので、当番制で保護者ボランティアが学校へ行っているという話を聞いたことがあります。コミュニティ・スクールがそういったことに繋がるのかは分かりませんが、地域で見ているということになれば、非常に意味があることだと思います。

#### <平林委員長職務代理者>

特別支援に関して、昔は特別支援の養護学校と普通の学校に分かれていて、障害のある子は養護学校へ行きなさいという勧めでしたが、今は地域の学校へ行けるようになって、すごくいいことだと思います。学校へは一定期間だけ行くわけで、卒業したら地域へ帰るのですよね。そうすると昔のようだと地域に名前も知られない子になってしまう。一年でも二年でも通学団で通っていると、地域の人も知ることができる。声かけられるようになる。大人になってからもその子の居場所ができる、今はいい時代になったと思います。大変ですけど地域でちゃんとみてあげると、その子の将来の居場所ができるのではないかというふうに思います。知ってもらうことが大事ですので、人的配置もできたらやっていただきたい。

#### <教育長>

平林委員の話、本当にそのとおりだと思います。全盲の子を持つ親さんが、どうして一般の学校に通わせたいかというのと、やはり地域の中に私の子がいることを知ってほしい。そういう願いの中で一般の学校に通っていました。私も親さんの話を聞いて、本当にそうだなと思いました。ただ、自分の学校に受け入れるとき、全盲の子が身につけるべき知識だとか技術、そういうものが教えきれないものですから、どちらの学校に通うのが良いのか、最終的には、市が支援員を付けて、私の学校に通うことになりました。それで、ずいぶん努力して成長していくわけですが、教室の中でも手を挙げて授業に参加することもありましたし、運動会でも先生の声に頼りに一般の子と一緒に

に走ることもありましたが、全盲とは思えないようでした。それでも中学校へ上がる時は、盲学校へ変わられました。いずれにしましても、一般の学校で引き受けていく場合は、人の配置と設備の改善ということが条件であるなど考えております。それともうひとつ、⑥の社会体験の充実という中で、社会体験をボランティアというふう考えたときに、市の方からの呼びかけをしてもらえますので、ボランティアに参加する子が増えている。今現状では、呼び掛けがあった時は北部中学校が事務局になって、市の行事に参加しています。学校が事務局になるのではなく、一般のほうでこうした事務局をやってもいいという声もあります。また、会員になってというのもあります。それで、会員になったら中学生を卒業してからも続けて、そんな繋がりになっても良いかなと思います。

#### <松尾委員>

よろしいでしょうか。障害が重い子が特別支援学級なり、特別支援学校に通わせるとなるときに何が基準になるかというのと、この子は通常の教育についていけるかどうか。ここが基準になっていることがこれまで多かったと思います。よその市町で、学校が授業についていけないから特別支援学級が妥当ですねということで、合意ができてしまう。確かにその子は、通常の教育が理解できないかもしれない、その事イコール特別支援学級が妥当ということにはならない。この子が特別支援学級に行くとこんなメリットがあるということがいえないといけない。普通学級に行くより特別支援学級に行くほうがメリットは大きいですよと、そこに基準がなければいけないと思います。

#### <山田委員>

それに関連して、少し体の不自由な子にとって、どういう環境を与えてあげるかということは、重要です。一方、そのような子たちと学べる子たちにとっても、自然と生活の中にこのように不自由な子がいるということを知りながら生きていく。白い目で見られるからいやだという人もいるのですが、ずいぶんそういうこともなくなってきていると言われています。知識として分かっているだけでなく、実際の成長過程の中で多様な個性を持つ子と生活することにより、特別視しない大人になってほしいと思います。そういうことがとても大事だと思いますのでよろしくお願いします。

#### <市長>

私、保護司という役をやっていて、その中で最終的にわかったことですが、本当に軽い発達障害、まったく分からないですね。小さい頃から見ましたが、ことばもきちんとしているし、ただちょっとヘンだなと。普通学校の中で生活していて、やがてその子がいじめの対象になってくるんですね。思ったことを簡単に言うてしまう。言われたほうは何だという話になって、そういういざこざになって、自分を守るために中学校に入ったときにナイフを持ってしまい、傷つけるようなことはしないのですが、これを持っていると優位に立てるということを学習してしまった。そうすると

よけいみんなが遠ざかる。非常に難しい事例であったのですが、そこでどう関わっていくか。親御さんは、そこは障害者ではありませんという事にこだわっていたのですが。だんだんテストでそういうことも判るようになってきました。ですけど、人とかそういう相談する場所をつくるということは大事なことだなと思います。少し脱線してしまいましたけど。

この大綱について、いろいろと聞いてきまいましたけど、義務教育以外のところについても青少年の居場所ということについては考えていただくということでございますけど、今日ここで提案されています骨子について、どうしてもこのあたりは変えたほうがいいというところがございましたら、いかがでしょうか、お願いします。

<市長> (続)

よろしいですか。そうしましたら、本日御意見をいただきましたことにつきまして、十分配慮いたしまして、今後、さらに議論を進めさせていただき、「大綱」として仕上げていきたいと思えます。

<事務局>

よろしいでしょうか。それでは、方向性といいますか、概ねこちらの骨子をもとに策定していくということで行きたいと思えます。まず1番の基本方針につきましては、基本計画における柱としておりますので、これをベースにして、基本方針とするという表現を使いたいと思えます。ただし、先ほどの特に柱2につきましては、青少年の居場所づくりという話がございまして、それを踏まえて少し表現を変えるかもしれません。それと、重点施策につきましては①から⑨まで、青少年の居場所をどうするかということは、議論して行って行きたいと、またそれにつきましては次回お示しして行きたいと思えます。⑨の文化の振興で心を豊かにする地域づくりのところは、抽象的な表現になっておりますので、少し具体的にしても良いのではないかと感じております。また、より具体的なものがあれば、次回協議させていただきたいと思えます。

それともう一点ですが、大綱につきましては、外の市町村をみましても様々でございまして、基本方針につきましては、戦略計画に載っておりますので、似たような形にしたいと、重点施策につきましては、それぞれの項目について、更に具体的に年度目標をそこに入れ込んで進捗状況をチェックすることも考えられますが、そこに年度目標を入れなくても大綱としては十分と私は思えますけど、どうしてもね具体的な施策といたしますとどうしても、予算が伴ってまいりますので、そのあたりの市長部局の考えを伺いたいと思えます。

<市長>

いかがでしょう。

<市長政策室長>

より具体的にするというお話ですが、今教育部長が申し上げましたが、市の施策を

挙げていくには、戦略プロジェクトといいまして、大きな枠の中で全庁的に実施するかどうかを検討していきます。そういう中で判断させていただいておりますので、この大綱の中で具体的な記述はしていただければいいですけど、具体的な年度や数字を大綱の中で挙げていくことについては差し控えさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

<市長>

それでは、大綱につきましては、ご意見をいただきましたことについて協議し、諮らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

<市長> (続)

それでは、議題②「その他」でございます。  
資料2について事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

資料2「緊急事態への対応(案)」についてご説明いたします。

総合教育会議では、「児童、生徒等の生命及び身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について、協議・調整することとしております。

「児童、生徒等の生命及び身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項といたしましては、たとえば、「いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合」、「通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合」などが想定されるところでございます。

また、「緊急の場合」に該当する事項といたしましては、「災害の発生により、生命または身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携する場合」などが想定されるところでございます。

こうしたことから、フローチャート的なものを事前に作成しておくことにより、緊急事態へのスムーズな対応を可能とするものでございます。

本日は、一つの案としてのフローチャートを配付させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

<市長>

ただいまの説明がありました。この件について、御意見等がございましたらお願いします。

<後藤委員長>

緊急事態に対応する組織を編成とありますが、これは事が起こってから編成するのか、予めこういった組織を立ち上げた状態で取り組んでいくのか。

#### <事務局>

こちらのほうは、事案に応じて必要と考えられるときにチームを編成するものと考えています。常時編成されているということは、想定していません。ただ、具体的にどなたにお願いするということは、しておかなければいけないと考えています。

#### <平林委員長職務代理者>

忘れてはいけないのは被害者だけでなく、ここに加害者と書くのもおかしいんですけど、加害者についても学校に通っていただかないといけないものですから、それも含めて、加害者への対応も大事なことです。加害者への対応も忘れないようにしていただければ良いです。

#### <山田委員>

緊急事態が起きたときの案としての対応ですが、自殺者が出たとか、事故があったとか、そうしたことが起きてしまった後はもちろんですが、例えばいじめがあるなしなど、これが機能する対象が見えてきません。どういったことを想定されているのでしょうか。

#### <事務局>

今回お示ししているのはあくまでもイメージ図ですけど、緊急事態という定義はこれの中に出てきません。要綱、手順といった形で、イメージを文書で起こす必要もあるのかなとも思います。そのときには緊急事態の定義、対応を整理して行きたいと思います。

#### <松尾委員>

緊急事態に対応する組織の中にスクールカウンセラーが入っている、これは被害者、加害者、心に傷を負った者に対する心のケアを担当する専門職になると思います。直接対面する相手というのが学校に向かっています。対面してケアすることになると学校の中にスクールカウンセラーも混じっている、で活動するということになるのかなと理解していますが、そういうことですか。

#### <事務局>

緊急事態に対応する組織の編成の中と被害者、保護者というところの対応の線が入るのかどうかという議論はありまして、基本的には、学校・教育委員会を通じての対応になるのかなと、おっしゃられるように直接、対応する場合も出てくるのかとは思っていますので、線を入れるように考えます。

#### <市長>

それでは、何か他にありましたらお願いします。



#### <平林委員長職務代理者>

コミュニティ・スクールについてお願いします。私が運営協議会に住民側として参加する場合、運営方針とかすごく難しく、学校にとっつきにくい感じがあります。そこで、例えば草井小学校の家庭学習のすすめというパンフレットをもらいましたが、それを説明してノウハウを知らせ、地域に協力してもらおうというのが、ひとつコミュニティ・スクールに入りやすい方法かなということを思います。一番ネックになるのは、苦情に聞こえてしまっていていやだなということではなくて、いろいろな話し合いをすることが大事だと思います。中々時間内に見つけることは難しいかもしれませんが、その努力を忘れないでほしいということです。それが、地域の人が進み寄りやすいのかなと思います。もうひとつ図書館を夜まで開放するとか、子供が帰ってから学校図書館に行くとか、子供が使いやすいように開放してほしいと思います。中々難しいですけど、地域の人々の協力を得て、そういうふうにはできないかなと思っています。

#### <教育長>

図書館の扱いというのは学校にとっても大事なことから、身近な図書館になると良いと思います。

#### <後藤委員長>

コミュニティ・スクールについて、29年度からスタートするのですが、実際江南市ではどういうふうになるのか自分の頭の中では描けていないのですが、学校と地域の中で何か大きな課題があるということであれば一丸となって取り組んでいくというのは分かるのですが、江南市というのは昔からまちづくりを進めている中で、外から見ると意外と困っていることはないのではないかと思います。学校を中心とした地域づくりが重要と思いますので、あせらずじっくりと進めて行っていただきたいと思います。足並みがそろわなくても必要なところから順次進めていけば良いのではないかと思います。

#### <市長>

私も議員のときに初めてコミュニティ・スクールというものを知ったのですが、そのときにもっと積極的に地域が何か学校にものを言う。一方で学校はどんどん地域に情報を発信していく。コミュニティ・スクールというのは、行政でいえば、行政側と議会という、いわゆる対立軸みたいな印象にも捉えられていて、議会にも与えられていない予算権とか人事権にまでもものが言える組織が、コミュニティ・スクールということで当初出発したのですが、これに対しては非常に問題があると私は思っています。長く進んでいく間に地域が応援団的な学校運営協議会ができていけばいいですけど、そうじゃないと単なる苦情の受け皿みたいになってしまうところが非常に怖いと思いますし、それでは、十分な学校教育というものが推進できていかないのではないかなというふうに思っております。石井教育長からも話がありましたが、学校に対する人事権だとか予算権みたいなものについては、江南市型のコミュニティ・スクールには

入れていかない、もう少し地域と学校とPTAも入れた家庭と教員とそういったところの密接な関係と情報公開というものを進めていけたら良いのではないかと思います。

<松尾委員>

別件で、私は江南市のまちづくり委員をおおせつかってございまして、江南市が豊かで暮らしやすい生活都市ということで、精力的にがんばっておられるんですけど、市民にとって豊かで暮らしやすい生活都市の条件は何なのかというと社会的に弱い立場に置かれている人たちにとって豊かで暮らしやすいこと。この中で、特別支援学級とか取り上げて話し合っているのは良いことと思っている。それに加えて重点施策の⑦のスポーツコミッションの設立というところで、いろいろな人がいろいろな人を対象にして活動をしていくクラブをつくろう、市はそれに対して助成をしようということになっていると思うんですけど、その中に障害者のスポーツ、あるいは健常者と一体となっていくスポーツをやりたいというクラブを設立する。そういった視点も必要だと思います。今オリンピックでもオリンピック中点、パラリンピックと標記される、ついこの間まではオリンピックしかなかった。最近のことですよね。そういうことが知れるようになって障害者スポーツというのがいろいろなところで活発になってきた。身近になってきた。障害者を支援したいと思っている人もたくさんいると思いますので、サポートしていくというのは、豊かで暮らしやすい都市に一步前進していくのではないかと思います。

<市長>

総合型クラブの中で障害者に対する考え方というのはどうですか。

<事務局>

今総合型スポーツクラブの設立を準備しているところでありますが、意見の中には障害者に目を向けてというのはありますので、まだ具体的にはありませんが、広く取り入れていくことも可能ではないかなと考えております。

<市長>

新体育館の中で例えば、車椅子バスケットを取り上げるとも思いますが、床を傷つけるとかの問題もあります。もちろん設備的な安全性が大事ですので、そういったことも配慮していかなければならないが、積極的に取り組んでいかなければならないことと思います。

<事務局>

例えば車椅子バスケットは、床をどうするかというのは検討の余地もありますが費用面もありますので、そのあたりも含めて検討は要します。

<市長>

さて、他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

今日は「大綱」、「緊急事態への対応について」ご協議をいただきました。皆様方のご意見を反映して、より良いものをつくって行きたいと思っております。次は大綱の中間とりまとめ案が1月ということで予定をいたしておりますが、これからも、皆様方のご意見をお聞きしながら、総合教育会議を進めるとともに、大綱についても予定どおり策定してまいりたいと思います。

今日は、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。以上で会議を終わります。

午後3時46分 閉 会